

議案第 37 号

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙の
とおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)	
第13条 略	第13条 略	
2~4 略	2~4 略	
5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する基準勤続期間(第2項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)と同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定に該当するものとみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたもの(以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する基準勤続期間(第2項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)と同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)が第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	
(1) 略	(1) 略	
(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定に該当するものとみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)が第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	
6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)を同法第37条の2第1項に規定する基準勤続期間(第2項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)と同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)が第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によ	6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する基準勤続期間(第2項に規定する被保険者と、その者の基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)と同法第20条第1項第1号に規定する離職者の期間と、当該退職の日を同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者とみなしたもの(以下この条において同じ。)が第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によ	

りそな者のにつき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当するものとし、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののができる退職手当の支給を受けた者は、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた者で次の各号の規定に該当するものに對しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けたことができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過しないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌月から起算して6月を経過しないものを含む。)について準用する。この場合は「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

は、退職した者が一般的の退職手当等の支給を受けないとときは、前項第2号の規定の例によりその者に該当する場合に適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当するものとし、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののができる退職手当の支給を受けた者は、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた者で次の各号の規定に該当するものに對しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けたことができる者(これらに該当するもの)について準用する。この場合は「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 退職員(退職した橋本市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条例第2条第1項に規定する職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた市の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の橋本市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における橋本市職員の退職手当に関する法律(平成28年法律第17号)の適用については、同条例第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前年の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条例第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零))」とする。
- 3 新条例第13条第11項(第6号に係る部分に限り、同条例第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に關し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第13条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受ける者となつてないものを除く。)について適用し、退職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第15項において準用する同条例第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職員であつて施行政日前に職業に就いたものに對する橋本市職員の退職手当に関する条例第13条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相當する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する橋

本市職員の退職手当に関する条例第13条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。